## <GMP省令適用医薬部外品の場合>

様式第九 (第十九条、第百十四条の二、第百三十七条の二関係)

薬 医 体外診断用医薬品 医薬部外 딤 粧 化 医 療機 再生医療等製品

製造販売業 許可申請書

賃貸ビルの場合はビル名まで記載してください。 「三丁目 24 番 1 号」を「3-24-1」と記載するこ

							/			
	機能を				株式会社東京					
主たる	主たる機能を有する事務所の所在地 東京都新宿区百人町三丁目24番1号 本館									
許	可 の 種 類 医薬部外品製造販売業許可									
(法	人にあっては)東京都太郎									
薬事	に関	する		务 に	東京都花子					
責 任	を有す	る役	員の	氏 名	水水部 化丁			1		
総括製	<sup> </sup> 造 販 売	責任:	者					薬剤師		
(総括製造販売責任者補佐 氏 名					都庁 一郎		資格	第999999号		
	薬剤師を置く場合にあつて 平成25年7月1日								7月1日	
は、そ	の者を	含む。	住	所	東京都新宿区	西新宿	二丁目	8-1		
	(1) 法第	975条第	1 項の規	定により	)許可を取り消さ	れ、取	消	(日本)	)	
、申	しの	日から3	年を経過	3	と員なし					
申請者	(2) 法第	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、						と員なし		
月子	取消しの日から3年を経過していない者									
(法	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執									
有する										<u> </u> 『1人の場
リカに										なし」と記
る役のあっ	(4) 注 麻薬及び向特神薬取締注 売物及び劇物取締注を 載し									ください。
員で	の他事事に関する注合で政会で定めるもの又はこれに									人上の場合 員なし」と
をは、	を r									貝なし」と いてくださ
が、本	を経過していない者									
む。シ				4	と員なし					
のに	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に							E A 'A U		
の欠格条項がに関する業務	(6) 精神の機能の障害により製造販元業者の業務を適正に   行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に							全員なし		
格する		· ·			刊例及い思心跡は					
余業	行うことができない者									
務	(7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及 び経験を有すると認められない者							と 負なし		
	い 於	映を有う	ると認め	りれんな		· III I I I I I I I I I I I I I I I I I	·	1		
備				考	GMP省令道					
化粧品製造販売業許可 13(10)(12)3456										度に
・医薬品医療機器等法施行令第20条第2項に 規定する医薬部外品の製造販売業において										
体外診断用医薬品の製造販売業の許ください。										して
医薬部外品    上記により、  生物性   日   ・現に製造販売業の許可を取得している場合   ・現に製造販売業の許可を取得している場合   ・ 現に製造販売業の許可の発展及び試可報										る場
口頭には	ーより、	71.	バル	—		A 14/≡	<b>太側)</b> 生間	古墨の新可の	(新新ないなが)	ना-अस्

令和3年8月1日

上記により、

登記事項証明書どおり記載してください。 「三丁目24番1号」を「3-24-1」と記載する

化

医

氏 名

品

器

粧

再生医療等製品

機

療

東京都新宿区百人町三丁目24番1号 株式会社東京薬事 代表取締役 東京都 太郎

号を記載してください。

東京都知事

殿

担当者:東京都 花子

連絡先:電話:03-5937-1029 FAX:03-5937-1043

合、当該製造販売業の許可の種類及び許可番

業者コード:999999-000 999999-001

担当者、連絡先と業者コードを記載してください。

## <GMP省令適用医薬部外品<u>以外</u>の場合>

様式第九(第十九条、第百十四条の二、第百三十七条の二関係)

薬 医 体外診断用医薬品 品 医 薬 部 外 化 粧 医 療機 再生医療等製品

製造販売業 許可申請書

賃貸ビルの場合はビル名まで記載してください。 「三丁目 24 番 1 号」を「3-24-1」と記載するこ

					2 6 7 182	• /					
主たる	たる機能を有する事務所の名称 株式会社東京薬										
主たる	機能を有する	5事務	所の所	在地	東京都新宿区百人町三丁目24番1号 本館						
許	可の		種	類	医薬部外品製造販売業許可						
(法	人にあっては)東京都太郎										
薬事	に 関 す る 業 務 に  東京教 ポス										
			氏 名	\\(\rac{1}{1}\racc{1}{1}\racc{1}{1}\racc{1}{1}\racc{1}{1}\racc{1}{1}\raccc{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\racccc\frac{1}{1}\raccccc\frac{1}{1}\raccccc\frac{1}{1}\raccccc\frac{1}{1}\raccccc\frac{1}{1}\raccccc\frac{1}{1}\raccccc\frac{1}{1}\raccccc\fracccc\frac{1}{1}\raccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fracccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccc\fraccccccc\fracccccc\fraccccc\fracccccc\fracccccc\fracccccccccc		<b>医</b> 東 貝 <b>医</b> リ	<b>支</b> 燃				
総括製造販売責任者 氏名				都庁 一郎 資材		医薬品医療機器等法 格 施行規則第85条の2					
薬剤師を置く場合にあつて								第1項第2号			
7 7 7 7 7 7 7	の者を含む		住	所	東京都新宿区西新宿	<b>皆二丁</b>	∄8-1				
			頁の規定	により	)許可を取り消され、耳	文消	ヘロムコ				
,申	しの日か	ら3年	を経過	してい	ない者	3	全員なし				
申請者	(2) 法第75多	ι,	全員なし								
任金	取消しの	3	E貝なし								
を法	(3) 禁錮以」	は執 3	全員なし								
有人	行を受け	な									
るあ	い者			役員が	1 人の場						
役つ	(4) 法、麻薬					し」と記					
貝を	の他薬事	に関す	る法令で	2	全員なし		ださい。 上の場合				
含は、	基づく処	分に違	2年	土貝なし		なし」と					
む薬	を経過し			記載し	てくださ						
・事	(5) 麻薬、ナ	3	全員なし								
のに関	(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に										
格は	行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に						全員なし				
に責任を有する役員を含む。)の欠格条項請者(法人にあつては、薬事に関する業務	行うこと	行うことができない者									
項業	(7) 製造販売	及	全員なし								
	び経験を有すると認められない者							J			
備				考	化粧品製造販売業計	午可 13	C0X12345	6			
					<b>\</b>						

体外診断用医薬品 上記により、

医

品 医 療機 再生医療等製品

薬

現に製造販売業の許可を取得している場合、 当該製造販売業の許可の種類及び許可番号 を記載してください。

品

令和3年8月1日

登記事項証明書どおり記載してください。 「三丁目24番1号」を「3-24-1」と記載する ことも可能です。 住 所 東京都新宿区百人町三丁目24番1号 氏 名 株式会社東京薬事

代表取締役 東京都 太郎

の製造販売業の許可を申請します。

殿

東京都知事

担当者:東京都 花子

連絡先:電話:03-5937-1029 FAX:03-5937-1043

業者コード:999999-000 999999-001

担当者、連絡先と業者コードを記載してください。